

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA所在のBトンネル掘削工事を離職するまで坑夫として、粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働基準局長からじん肺管理区分「管理3口、PR2、F(+)、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、自宅の浴室で意識を喪失しているところを請求人に発見され、C病院に救急搬送されたが、同病院において死亡が確認された。死体検案書には、「直接死因 心筋梗塞」、「死因の種類 病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の死因について、死体検案書の直接の死因は「心筋梗塞」となっているが、心筋梗塞だけでなく、重症の呼吸不全によるものであり、じん肺による死亡と認めるべきである旨主張している。
- (2) そこで、まず、被災者のじん肺症及びその合併症についての医学的所見をみると、以下のとおりである。

ア D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「胸部画像検査では小粒状影が密に存在し、大陰影（A）も認めた。喀痰検査ではP 1の濃性痰を認め、細菌培養検査では、黄色ブドウ球菌、シテロバクタなどが検出された。肺機能検査では、閉塞性障害を認めた。動脈血ガス分析では、軽度の低酸素血症を認め、じん肺に続発した気管支炎と診断した。呼吸困難度も初診ではⅢであったが、その後Ⅳ、Ⅴと進展した。」と述べている。

しかしながら、同医師が作成した診断書（じん肺用）を見ると、肺機能検査の第一次検査における%肺活量は平成〇年〇月「59.8%」、平成〇年〇月「59.3%」、平成〇年〇月〇日「55.9%」であるが、第二次検査の肺胞気動脈血酸素分圧較差は平成〇年が「19.22Torr」、平成〇年が「25.63Torr」、平成〇年が「28.25Torr」であり、いずれも著しい肺機能障害があると判定する限界値を明らかに下回っていることが認められる。

イ 以上のことから、じん肺症の合併症である続発性気管支炎での治療が必要であったことは認められるが、被災者の肺機能検査の測定記録から見ると、少なくともじん肺症の状態については、比較的安定しており、死に至るような著しい障害状態であったとまでは言えないと判断する。

(3) 被災者の死亡原因とじん肺症及びその合併症との因果関係についてみると、以下のとおりである。

ア E医師作成の平成〇年〇月〇日付け死体検案書によると、「直接死因 心筋梗塞」、「死因の種類 病死及び自然死」と記載されており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「突然死であり、当直医にて心筋梗塞の診断となった。発症原因不詳。労災傷病との因果はない。」と述べている。

イ 次に、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「心筋梗塞発症に本例のじん肺が直接的原因になったとは思われない。しかし、直接死因が心筋梗塞に伴う不整脈死や心破裂ではなく、心不全によって死亡した場合は、本例が重症呼吸不全を有していたため、その死因に関係することは十分に考えられる。」と述べている。

ウ 一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「入浴中に心肺停止で発見され、心肺蘇生を受けるも回復せず、急性心筋梗塞による死亡と診断された。急性心筋梗塞とじん肺とは因果関係は認めない。」と述べており、H医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死体検案書による直接死因の『心筋梗塞』を否定できる根拠はない。本件死亡原因が死体検案書のとおりであるならば、じん肺、続発性気管支炎との相当因果関係は認められない。」と述べている。

エ Iクリニックの診療録によると、被災者には、高血圧症及び心房細動に対する薬物療法が行われていたことが認められる。

オ 以上のとおり、被災者は入浴中に心停止の状態で見送られ救急搬送されたものであり、心電図等の検査を行なわれなかったとしても、医学的には心臓性突然死であるとみることが相当であり、じん肺症の病状は肺機能検査の結果から少なくとも心停止に至るほどの重度の呼吸不全であったとは考えられず、死体検案書の直接死因の判断を覆すような所見を見いだすことはできなかった。

(4) 当審査会としても、G医師及びH医師の心筋梗塞とじん肺との因果関係は認められない旨の意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、じん肺・続発性気管支炎と「心筋梗塞」との間に医学的相当因果関係は認められないものと判断する。

(5) なお、請求人の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。